

広島大学連合会規約

第1章 総則

第1条 (名称)

本会の名称を広島大学連合会（以下、「連合会」という。）と称する。

第2条 (構成)

連合会は、広島大学音楽協議会（以下「音協」という。）・広島大学文化サークル団体連合（以下「文団連」という。）・広島大学体育会（以下「体育会」という。）・広島大学 Volunteers Union（以下「VU」という。）・広島大学大学祭実行委員会（以下「実委」という。）によって構成される。

第3条 (目的)

広島大学や地域と協力する体制を整えることを通して、より良い大学環境・学生生活・サークル活動を構築することを目的とする。

第4条 (年度)

1. 1月1日よりその年の12月末日までを1期とする。
2. 1月1日より6月末日までを上半期とし、7月1日より12月末日までを下半期とする。
3. 12月次は次の代への引き継ぎ期間とし、次期代表者とともに会議に参加する。

第2章 会議

第5条 (任務)

連合会の会議では第3条の目的に沿って、以下の事項を取扱うものとする。

1. 対大学交渉・連携
2. 新歓活動の諸調整
3. サークル活動要望書の提出
4. 課外活動活性化、発展のために連合会が必要とした事項

第6条 (役員)

1. 役員として、議長・副議長・書記・会計・渉外を各1名ずつ置く。
2. 役員は、連合会の互選によって選出する。
3. 役員に欠員が生じた場合、速やかにこれを補充する。

第7条 (議長)

議長は、議場の秩序を保ち、会議の進行、まとめを行う。

第8条 (副議長)

議長の進行を補佐する。

第9条 (書記)

会議の要旨をまとめ、記録に残す。

第10条 (定足数)

連合会の会議は、各構成団体の代表者1名の出席をもって成立とする。

第11条 (議事の決定)

議事の決定は、出席者の全会一致をもって決するものとする。

第3章 補則

第12条 (委任)

構成団体から、代表者およびいかなる代理人も連合会の会議に出席できない場合は、連合会議長に連絡し、全権を連合会議長に委任するものとする。

第13条 (課外活動共用施設の運営)

課外活動共用施設(体育系・芸術系)は体育会が運営し、課外活動共用施設(文化系・芸術系)は文団連、音協、VUで運営する。

第14条 (加盟)

連合会に新たに加盟したい団体は、以下の条件全てを満たすものと議長が判断するとき、会議の議事に取り上げるものとする。

1. 現在連合会に所属しているどの構成団体とも活動目的が異なること
2. 第3条の目的に沿った活動が行える
3. その連合組織に属する全ての団体が、学生団体結成届及び所属学生名簿を大学に提出し、受理されていること

第15条 (脱退)

大学・学生全体の活動向上を目的とする組織のため、原則として構成団体の脱退は認められない。ただし、構成団体が以下の条件を一つでも満たすとき、会議の議事として取り上げ、対象団体を除く構成団体の出席者全会一致によって認めることができる。

1. 第3条で定める目的に沿っていない場合
2. 会議の進行を著しく阻害し、他の構成団体に大きな悪影響を及ぼしている場合
3. 団体自体の活動が継続不可能と判断される場合

第16条 (細則の制定)

本規約に定めるもののほかに必要な事項については、細則を定めることができる。ただし、細則の制定については会議の承認を必要とする。

第17条 (規約の改正)

規約の改正については、会議の承認を必要とする。

附則

この規約は2018（平成30）年8月9日から適用する。